

ご利用にあたって

(フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス サービス (FICP)のみ)



日本

燃料割増金

燃料割増金のパーセンテージは、米国ガルフコーストのジェット燃料指数に基づき、毎週月曜日に調整されます。この割合は合計輸送料金に適用されます（適用される燃料割増金と計算例につきましては、<https://www.fedex.com/ja-jp/home.html> をご覧ください）。

特別取扱料金

配達先住所の訂正	1,420円 (航空貨物運送状1通につき)
第三者請求料金	輸送費用総額の2.5%
フェデックス・第三者荷受人・ インターナショナル・プライオリティ・サービス	1,420円 (航空貨物運送状1通につき)
フェデックス・インターナショナル・ ブローカーセレクト (通関業者指定オプション)	1,420円 (航空貨物運送状1通につき) または1キログラムあたり170円 (いずれか高い方)
土曜集荷料	2,190円 (航空貨物運送状1通につき)
土曜配達料	2,190円 (航空貨物運送状1通につき)
グローバル返送ラベル (印刷) 手数料	無料
*地域外集荷料(OPA)	レベル別の適用料金 レベルA: 適用外 レベルB: 航空貨物運送状1件につき 2,600円 または1 k g あたり50円 のどちらか高い方 レベルC: 航空貨物運送状1件につき 3,380円 または1 k g あたり70円 のどちらか高い方
*地域外配達料(ODA)	レベル別適用サーチャージ レベルA: 航空貨物運送状1件につき 370円 レベルB: 航空貨物運送状1件につき 2,600円 または1 k g あたり50円 のどちらか高い方 レベルC: 航空貨物運送状1件につき 3,380円 または1 k g あたり70円 のどちらか高い方 *フェデックスは、自社のクーリエが貨物を集配する地域 (集荷地域外および配達地域外) 以外への貨物に特別取扱料金をご請求させていただきます。但し、フェデックス10kg・25kgボックスの貨物には集荷地域外および配達地域外料金は、適用されません。これらのサーチャージが適用される郵便番号は、 こちら からご確認いただけます。
署名指定料—荷受人その他住所の受取人	380円 (航空貨物運送状1通につき)。フレイト (重量貨物) 以外の貨物に適用されます。ただし、米国またはカナダの個人宅向け貨物で、貨物の総運送申告価格が500米ドルまたは500カナダドル未満の場合に限り適用されます。
署名指定料—荷受人住所の受取人	440円 (航空貨物運送状1通につき)。フレイト (重量貨物) 以外の貨物に適用されます。ただし、米国またはカナダ向けの貨物で、貨物の総運送申告価格が500米ドルまたは500カナダドル以上の場合には適用されません。
署名指定料—成人による署名	540円 (航空貨物運送状1通につき)。フレイト (重量貨物) 以外の貨物に適用されます。なお、配達署名オプションで「Adult Signature Required (成人による署名)」を選択された場合は、配達先の住所変更ができない場合がありますのでご了承ください。
個人宅向け配達料	420円 (航空貨物運送状1通につき)。フレイト (重量貨物) 以外の貨物に適用されます (仕向地がアメリカおよびカナダの場合にのみ適用されます)。ただし、貨物に地域外配達料が適用される場合、個人宅向け配達料は適用されません。 *個人宅向け配達料は、フェデックス10kgボックスまたは25kgボックスには適用されません。
危険物 (アクセシブル) 特別取扱料金	16,520円 (航空貨物運送状1通につき) または1キログラムあたり240円 (いずれか高い方)。最小請求重量が適用される場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。
危険物 (インアクセシブル) 特別取扱料金	7,260円 (航空貨物運送状1通につき) または1キログラムあたり150円 (いずれか高い方)。最小請求重量が適用される場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。
特別取扱料金 – 寸法	FICPサービスの航空貨物運送状1通につき3,390円。この特別取扱料金は一番長い辺が121cm超、二番目に長い辺が76cm超、または長さとお回りの合計が266cm超のサイズの貨物に適用されます。ただし、オーバーサイズ料金が適用される場合、この特別取扱料金は適用されません。
特別取扱料金 – 重量	FICPサービスの航空貨物運送状1通につき3,390円。この特別取扱料金はいずれかのパッケージが31kgよりも重い場合に適用されます。
特別取扱料金 – 梱包	FICPサービスの航空貨物運送状1通につき3,390円。この特別取扱料金はいずれかのパッケージが、下記条件のいずれかに該当する場合に適用されます： ・外装容器に完全に収まっていない ・段ボール以外の素材で作られた外装容器に入れられている。次の素材を含むが、これらに限定されない：金属、木、キャンバス生地、革、硬質プラスチック、軟質プラスチックまたは発泡スチロール (例：スタイロフォーム) ・シュリンクラップまたはストレッチラップに包まれた外装容器に入れられている ・丸いまたは円筒状のもの。郵送用チューブ、缶、バケツ、樽、タイヤ、ドラム缶またはペール缶を含むがこれらに限定されない ・金属、プラスチック、または布製の帯で縛られているか、車輪、キャスター、ハンドル、またはストラップ (例：自転車) が付いている (外面が緩く包まれているか、内容物が外面から突き出ているパッケージを含む) ・他の貨物やフェデックスの仕分け装置に絡んだり、損傷を与える可能性があるもの ・特別な取り扱いが必要なパッケージ、または輸送中にフェデックスが追加の梱包を行う必要があるパッケージについては、追加の取り扱い手数料を請求する権利を留保します 貨物が2つまたは3つすべての特別取扱料金 (寸法、重量、梱包) 条件に該当する場合、最も高い料金の1つだけが適用されます。
オーバーサイズ料金	8,800円 (航空貨物運送状1通につき)。この特別取扱料金は長さか243cm超の場合、もしくは長さとお回りの合計が330cm超のサイズの貨物に適用されます。

ご利用にあたって

(フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス サービス (FICP)のみ)



日本

ドライアイス取扱料金	590円（航空貨物運送状1通につき）。貨物にドライアイスと危険物（アクセシブルまたはインアクセシブル）の両方が含まれる場合、危険物特別取扱料金のみが課せられます。ドライアイス取扱料金は適用されません。								
フェデックス・プライオリティ・アラート・パッケージ：	FICP（輸出サービス）の航空貨物運送状1通につき6,560円または1kgあたり260円のどちらか高い方								
フェデックス・プライオリティ・アラート・プラス・パッケージ：	FICP（輸出サービス）の航空貨物運送状1通につき7,880円または1kgあたり390円のどちらか高い方								
フェデックス・オンデマンドケア・パッケージ：	FICP（輸出サービス）の航空貨物運送状1通につき10,563円または1kgあたり465円のどちらか高い方								
関税その他税金についての特別取扱手数料	貨物に関税その他税金が発生し、支払者のために当社が立替払いをした場合、当該支払者は関税その他の税金に加え、仕向地により定められた、所定の関税その他税金についての特別取扱手数料を支払うものとします。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。								
従価料金	貨物の滅失、毀損または遅延に対する当社の賠償責任は、貨物1件あたり100米ドルまたは重量1キログラムあたり20米ドルのいずれか大きい金額に制限されます。正確な制限は特別引出権（SDR）または現地通貨で表示され、正確な金額は発送地および通貨によって異なります。お客様が当社の賠償責任限度額を超える価額の賠償を希望する場合、お客様は航空貨物運送状に貨物の総運送申告価額を申告し、かつ従価料金をお支払いいただかなければなりません。日本における輸出の従価料金は、貨物の総運送申告価額が、(i) 12,500円 または (ii) 1ポンドあたり1,375円のいずれか大きい方を超えた価額について12,500円ごとに170円（端数切り上げ）になります。なお、貨物の種類によって、以下の貨物の総運送申告価額の上限が適用されます。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。 <table><tr><td>貨物の総運送申告価額の上限（仕向地によって異なります）</td><td></td></tr><tr><td>フェデックス・エンベロープ、フェデックス・バック</td><td>100米ドル(または現地通貨の同額)</td></tr><tr><td>フェデックス・インターネット・コネクト・プラス（FICP）</td><td>50,000米ドル(または現地通貨の同額)</td></tr><tr><td>芸術・美術品、アンティーク、ガラス製品、宝飾品、貴金属、毛皮などの特別価額品を含む貨物</td><td>1,000米ドルまたは1キログラムあたり20米ドル(いずれか高い方)</td></tr></table>	貨物の総運送申告価額の上限（仕向地によって異なります）		フェデックス・エンベロープ、フェデックス・バック	100米ドル(または現地通貨の同額)	フェデックス・インターネット・コネクト・プラス（FICP）	50,000米ドル(または現地通貨の同額)	芸術・美術品、アンティーク、ガラス製品、宝飾品、貴金属、毛皮などの特別価額品を含む貨物	1,000米ドルまたは1キログラムあたり20米ドル(いずれか高い方)
貨物の総運送申告価額の上限（仕向地によって異なります）									
フェデックス・エンベロープ、フェデックス・バック	100米ドル(または現地通貨の同額)								
フェデックス・インターネット・コネクト・プラス（FICP）	50,000米ドル(または現地通貨の同額)								
芸術・美術品、アンティーク、ガラス製品、宝飾品、貴金属、毛皮などの特別価額品を含む貨物	1,000米ドルまたは1キログラムあたり20米ドル(いずれか高い方)								
重量について	貨物1件あたりの総重量に上限はありません。パッケージごとの重量の上限は変更される場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。 運送料金は航空貨物運送状1通でお預かりする総重量により計算されます。グラムに端数が出た場合は切り上げとなります。端数処理により寸法重量（容積重量）の計算に誤差が生じる場合があります。フェデックスの請求金額を正規の運送料金とさせていただきます。 かさの大きい貨物に対しては実重量のかわりに寸法重量（容積重量）が適用されることがあります。フェデックス・インターネット・コネクト・プラス（FICP）貨物の容積重量(kg)の算出方法は以下の通りです。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。 _____ 長さx幅x高さ(cmまたはinch) 5,000(cm) または 305(inch) FedEx Small Box、FedEx Medium Box、およびFedEx Large Boxには1kg、FedEx Tubeには4kgの最小請求重量が適用されます。容積重量に基づく運送料金の算定方法は、フェデックス梱包材を使用した貨物についても適用される場合があります。尚、複数個口で貨物を出荷される場合は、各個口貨物の実重量と容積重量をそれぞれを比較して重い方の合計が請求重量になります。								

ご利用にあたって

(フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス サービス (FICP)のみ)



日本

ご利用上の注意事項

- ・この料金表に提示の運送料金は、日本で登録の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを使用して日本国内で料金をお支払いいただくお客様のみに適用されます。
- ・この料金表に提示された運送料金、特別取扱料金および割引は、予告なく随時変更、修正、終了される場合があります。
- ・お客様の貨物には、運送料金表に記載されている料金に加え、上記の燃料割増金およびその他の特別取扱料金が課せられる場合があります。フェデックスに貨物を委託されることにより、フェデックスが定めた額の燃料割増金およびその他の特別取扱料金のお支払いに同意されたものとみなされます。
- ・お客様の貨物には、フェデックス・インターナショナル・ディスカウント・プログラム契約書（適用ある場合）、航空貨物運送状の約款、フェデックス・サービスガイド、国際サービス規約、および発送地で有効なフェデックスの運送約款に定められた契約条件が適用されます。上記の燃料割増金、特別取扱料金、およびその他重要事項についてご確認ください。契約条件に関する詳しい情報につきましては、カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- ・輸入（フェデックス・インポートワン）サービスのご利用につきましては、土曜集荷料の適用は、発送元の国・地域で土曜日が営業日であるかどうかによって異なる場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。
- ・運送料金には、いかなる税金も含まれません。
- ・配達先住所の訂正により、パッケージが別の国・地域または別の市、あるいは別の州や省への配達に変更された場合には、新たに運送料金が発生する場合がございます。
- ・輸送費用総額には、運送料金、特別取扱料金その他の手数料および追加料金が含まれます。関税その他税金および追加の通関手続きサービス料はこれに含まれません。第三者請求料金は、第三者支払人が荷送人と関係性が無いとフェデックスが判断した場合に適用されます。

フェデックス運送料金表 契約条件

1. 事前予約の必要性について。航空貨物運送状1通あたりの実重量が300kgを超える複数小口のフェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス (FICP) 貨物をご送いただく際には、事前に航空機のスペースの予約が必要となりますので、カスタマーサービスまでご連絡をお願いいたします。

フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラスサービス

- a) お客様は、フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラスサービスが、お客様のウェブサイト、その他のeコマース・チャンネル又はオンライン・マーケットプレイスを通じて受取人の消費者が購入した／する商品の国際eコマース貨物専用の輸送及び配達のためのものであることを認め、これに同意するものとします。フェデックスに引き渡されるFICPサービスの貨物は、お客様の指定住所から発送され、本契約に定める承認されたいずれかの仕向国の受取人である消費者宛てのものである必要があります。フェデックスは、お客様の貨物が消費者向けであることを確認する権利を留保し、本契約に定める本要件またはその他の要件に違反した場合、予告なくお客様のFICPサービスの利用を停止する権利を留保します。
- b) フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラスサービスの適用料金／割引は、お客様の料金契約書（以下「本契約」といいます）のEXPRESS添付料金規定及びそこに記載された関連URL（以下「添付料金規定」といいます）に規定されます。また、FICPサービスの対象となるアカウント名及びアカウント・ナンバーは、添付料金規定に定められています。
- c) FICPサービスは、発効日（当該用語は契約書に定義されています）に開始され、本契約又は本FICPサービス利用規約に基づき解約されない限り、完全に効力を有するものとします。
- d) マネーバック・ギャランティ・ポリシーは、FICPサービスに基づいて出品された貨物には適用されず、本契約または添付料金規定のいかなる規定にもかかわらず、お客様はFICP貨物についてマネーバック・ギャランティの請求をする権利を有しません。
- e) 利用可能な場合、フェデックスは、フェデックスが定める場所（小売店集荷場所または共同利用ロッカー等）に貨物を自動転送して保留（"ARTH"）する権利を留保します。一部の仕向地では、配達を試みる前にARTHが実施されます。ARTHを利用する場合、受取人は、不在通知や携帯端末または電子メールアドレスに送信される自動通知により、集荷場所およびその他の集荷情報を知ることができます。配達証明が必要な場合または配達時署名オプションが選択されている場合を除き、フェデックスは、サービスガイド（本契約に定義）に従い、ドライバーの独自の判断で配達場所の住宅に貨物を置く権利を有します。適用法令により禁止されていない場合、お客様は、受取人である消費者にFedEx Delivery Manager/FedEx Delivery Manager Internationalを使用して貨物の配達を管理するオプションを提供するために、受取人である消費者の連絡先（電子メールアドレス及び携帯電話番号）をフェデックスに提供するものとします。
- f) お客様は、記録輸出者として、FICPサービスを利用して引き渡した輸出貨物について法的及び金銭的責任を負うこと、並びにフェデックスが記録輸出者に適用される輸出品の分類又は輸出手理法の遵守について一切の責任又は義務を負わないことを認め、これに同意するものとします。荷送人が航空貨物運送状に支払人を指定しなかった場合、関税及び諸税は、認められる場合には、自動的に受取人に請求されます。
- g) フェデックスに与えられたいかなる支払指示にもかかわらず、受取人または第三者が支払を怠りまたは拒否した場合、当社が支出した特別取扱手数料および関税または税金を含むすべての料金および手数料について、いかなる支払指示にもかかわらず、差出人は常に完全に責任を負い、これを支払うことに同意するものとします。
- h) お客様は、FICPサービスによる輸送のために、いかなるフェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス貨物の引渡しする前には、フェデックスにより特定荷主であることが確認されなければならないことを認め、これに同意するものとします。
- i) 本契約に定めるとおり、FICPサービスでは、許可された一部の国及び地域を発着する貨物のみが想定されています。フェデックスは、事前の通知なく、許可された発着国・地域およびその組み合わせを追加または削除する権利を留保します。
- j) お客様は、フェデックスの要請があればいつでも、お客様がFICPサービスを利用することにより得られる利益を明確にするためのケーススタディ及び関連するマーケティング資料の作成においてフェデックスに協力することに同意します。ただし、フェデックスは、公表前にお客様による確認と同意を得るために、当該ケーススタディ及び関連資料の文章や印刷物お客様に提出しなければならない、また当該同意は不当に保留されてはなりません。
- k) サービスガイドで禁止されている品目に加え、お客様は、FICPサービスを通じて、腐敗しやすい商品、商業用、政府用又は軍事用の商品、転売、大量注文（例：企業間貨物）（それぞれ「フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス禁止品目」）をフェデックスに引き渡すことを禁止されています。フェデックスがフェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス禁止品目を特定した場合、フェデックスは、お客様の費用負担で当該貨物をお客様に返却するか、サービスガイドに従って当該貨物を処分する権利を有します。
- l) 本契約に定める解約権に加え、いずれの当事者も、理由なく、30日前の書面通知により、お客様のFICPサービスの利用をいつでも解約することができます。

お問合せは

カスタマーサービス： <https://www.fedex.com/ja-jp/customer-support/write-to-fedex.html>